

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会

開催要綱

1. 開催趣旨

これからの社会経済情勢の変遷に地方公共団体が的確に即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する。

2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は原則非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、議事録を作成し、速やかに公表することとする。ただし、配付資料及びこの議事録について、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。
- (4) (3)により、配付資料及び議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公表するものとする。

5. 開催期間

令和3年4月から開催する。

6. 庶務

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課が行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。